

平成27年6月5日

軽井沢町議会

議長 内堀 次雄様

会派 公明党

報告者 川島 さゆり

## 視 察 研 修 報 告

- 1, 視察研修日程  
平成27年5月28日(木)
- 2, 視察研修先及び目的
  - (1) 富山県富山市 富山市役所にて福祉保健部 障がい福祉課  
富山市 NPO 法人ディサービス「このゆびと一まれ」
  - (2) 当町でも、保護者から要望があり、先進自治体である富山型ディサービスでの高齢者、障がい者、障がい児に対して同一複合施設内のディサービスの視察を実施。
- 3, 視察研修参加者  
川島 さゆり
- 4, 研修視察内容  
講師；富山市福祉保健部 障がい福祉課 係長 植野 聡希  
NPO 法人ディサービス「このゆびと一まれ」副理事長 西村 和美

○富山市役所内において「富山型ディサービス」について研修  
富山型福祉サービスは、小規模（民家を改修して造った施設であり、地域密着のひとつの家）と共生ケア（高齢者、身体障がい者、知的障がい者、心身障がい児、乳幼児を同一の施設内で区別をせず、同じ仲間として処遇）。

- ① 富山型事業所立ち上げのための施設設備助成制度
  - ・新築整備（基準額；12,000千円、補助率県3/1、市3/1、事業者3/1）
  - ・住宅改修（基準額6,000千円、補助率県3/1、市3/1、事業者3/1）
- ② 富山市街地での立ち上げに補助率1.5倍。（コンパクトシティ）
- ③ 富山県では「富山型ディサービス企業家育成講座」を開催し、人材育成、推進をしている。

#### <メリット>

子どもと触れ合うことで自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進という高齢者や障がい者への効果がある。

高齢者や障がい者など他人への思いやり、優しさを身につけ成育面での児童への効果がある。

地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じることにより、地域住民の福祉拠点となっている。

#### <平成5年>

富山赤十字病院を退職した惣万理事長を含めた三人の看護師が退職金を使って開所した「ディケアハウスこのゆびと一まれ」がスタート。赤ちゃんからお年寄りまで障がいのあるなしにかかわらず、受け入れた事から始まり、後に富山型といわれる事になる。当初、国の制度が阻み高齢者(老人福祉法)、身体障がい者(身体障がい者福祉法)、知的障がい者(知的障がい者福祉法)、障がい児(児童福祉法)などにより、施設の人員設備などの基準が定められていたため、開所時の行政支援はなかった。

#### <平成8年度>

障がい者(児)へのサービスにおいては、富山市単独の「富山市在宅障がい者(児)ディケア事業」(障がい者(児)の一時預かり事業)の受託開始。

#### <平成9年度>

高齢者のディケアサービスへの補助金交付実現。

(ディケア事業)

・目的→在宅の心身障がい者(児)を介護している介護者が、疾病、冠婚葬祭など社会的に介護ができない場合に施設で日中の介護を行う。

・利用時間、利用回数→午前9時から午後5時までの2時間以上を一回とし、月八回以内、(療育B、発達障がい、高次脳機能障がいの方は月4回以内)

・対象者→3歳以上の身体障がい者手帳1・2級もしくは療育手帳所持者。

委託料等→一回、重心障がい者(児)3,100円、療育B2,400円。

・財源→富山市の単独事業、富山市以外の県内市町村は県補助2分の1。

※現在、障がい者自立支援法の地域生活支援事業(日中一時支援)に統合されている。

#### <平成12年度>

介護保険制度がスタート。介護保険制度の通所介護事業所(高齢者のディサ

ービス事業所)として指定受け経営が安定。(平成9年度からの運営補助金廃止。)

#### <平成15年度>

国の障がい者福祉施策による、事業者と利用者の契約によりサービス提供を受けられる支援費制度が開始。身体障がい者については、介護保険制度の通所介護事業所利用の場合、従来の相互利用の制度に基づき、支援費制度の報酬が適用となる。

#### <平成15年11月>

富山県と富山市を含む3市2町で共同申請をしていた「富山型ディサービス推進特区」が認定。地域限定で規制を緩和し、経済活性化を図る国の構造改革特区になる。

この特区認定により、介護保険上の指定通所介護事業所等での、知的障がい者(児)のディサービス利用が可能となる。

※同時申請した小規模な介護保険の基準該当短期入所生活介護事業所における障がい者(児)受け入れは特区でなく、規制改革として全国で実施。障がい者(児)が介護保険事業所を利用した場合、支援費制度の単価が適用され、国の補助が受けられる。

#### <平成18年4月>

障がい者自立支援法が一部施行、10月全面施行。高齢者ディサービス利用が地域限定の構造改革特区制度から、全国展開された。

#### <平成18年4月から9月まで>

介護保険法における指定通所介護事業(高齢者ディサービス)を障がい者(児)が利用した場合は、

- ① 身体障がい者が利用する場合は、基準該当障がい者ディサービスとして利用可能。
- ② 知的障がい者(児)については、構造改革特区の認定により特定地域においてのみ、基準該当の障がい者ディサービスとして利用可能。
- ③ 精神障がい者については、高齢者ディサービスの利用は認められていない。

#### <平成18年10月から>

障がい者(児)が高齢者ディサービスを利用する場合

- ① 障がい者（大人）の利用については、障がい支援区分等に応じて、基準該当生活介護及び基準該当自立支援（機能訓練、生活訓練）とする。
- ② 障がい児の利用については、基準該当児童発達支援（未就学児）もしくは、基準該当放課後子ども教室等ディサービス（就学児）とする。  
※平成24年4月障がい児の利用部分は改正があり。  
各事務所では①の両面をもっているものではなく、むしろどちらかのみが多い。  
障がい程度については、市で定める基準はなく、各富山型ディサービス事業所で受け入れ可能な障がい者（児）がどうか判断している。

### ◎考察

平成5年に富山赤十字病院を退職した惣万理事長、西村副理事長ともう一人の三人で退職金をはたいて立ち上げた「ディケアハウスこのゆびと一まれ」は、当初は行政からの補助金もなく、法に阻まれ、大変なご苦労だった。国、県、市に訴え、国の構造改革特区を勝ち取るまでには相当な熱意がなければ成就ならず、理事長をはじめ携わった皆さまに脱帽である。今回はその中のお一人西村副理事長から直接お話を聞くことができた。

「このゆびと一まれ」では、①通う「富山型ディサービス」と、②働く「就労継続支援B型事業所、はたらくわ」と③泊まる「ショートステイ」と④住む「グループホーム」の4つの施設がある。

その中で今回私が視察したのは、ディサービスの「このゆびと一まれ」である。入った瞬間、皆さんが生き生き生活をしている様子が見て取れ、各スタッフが付きっきりではなく、個人を尊重しながら自立させている様に驚いた。障がい者の方がお茶を出して下さり、食器洗いなど簡単な作業をしていた。高齢者が乳幼児を抱っこして、まるで自分の孫のようにあやしていたり、高齢者のディサービスのお迎えが来る時間に今度は学校が終わって下校してきた発達障がいの児童が来る。「さよなら。」と言った直後に「ただいま。」「お帰り。」と挨拶が行き交う、不思議な空間を体験した。まるで家にいるような、親戚の家にいるような居心地の良い場所であった。障がい者の就労支援B型事業所の「はたらくわ」では、10事業所の中で15の方が働いている。この内「このゆびと一まれ」では、8の方が働いているとのことであり、理事長達が巡回し励ましている。

赤ちゃんからお年寄りまで、障がいがあってもなくても、ひとつ屋根の下で「家族」のようなあたたかい時間を一緒に過ごせる素晴らしい取り組みである。予約申請ではあるが柔軟な対応で、いつでもだれでも利用できる居場所がここにあった。当町でも切に必要な施策であると考えている。